

水銀に関する水俣条約への対応について

平成 28 年 1 月 14 日

総合環境政策局

環境保健部環境安全課

昨年の通常国会で成立した「水銀による環境の汚染の防止に関する法律（平成 27 年法律第 42 号）」の下位法令については、昨年夏に中央環境審議会 環境保健部会 水銀に関する水俣条約対応検討小委員会等において取りまとめられた「水銀に関する水俣条約を踏まえた今後の水銀対策に関する技術的事項について（第二次答申）」を踏まえ、条約の実施に必要な政省令等が昨年中に公布されたところ（概要：次頁以降）。

水銀による環境汚染の防止に関する法律
関係政省令・告示の概要

- 平成 25 年 10 月に我が国で採択された「水銀に関する水俣条約（水俣条約）」の実施に向け、平成 27 年 3 月に「水銀による環境の汚染の防止に関する法律案」が閣議決定、同 6 月に国会で可決・成立（以下「法」。）。
- これを受け、必要な政省令に関する技術的事項を中心に検討を行い、平成 27 年 8 月に第二次答申としてとりまとめ。
- 答申に基づき以下のとおり政省令を制定した。

1. 水銀による環境の汚染の防止に関する法律施行令（平成 27 年政令第 378 号）

（平成 27 年 11 月 11 日公布）

- (1) 製造を規制する「特定水銀使用製品」として一定の量を超える水銀等を含有するボタン電池、蛍光灯等を定める。一部の製品については、条約よりも厳しい水銀含有量の基準を定めて対象を拡大し、条約よりも早い時期から製造を規制する。

＜品目別の深掘り・前倒しの一例＞

品目	深掘り	前倒し
乾電池	－(条約上添加禁止)	2017 年に前倒し
ボタン形酸化銀電池	1%に深掘り(条約上 2%)	2017 年に前倒し
ボタン形空気亜鉛電池	なし(条約上 2%)	2017 年に前倒し
一般照明用のランプ類 (HPMV 以外)	なし(LED への転換に注力)	2017 年に前倒し
一般照明用の高圧水銀蒸 気ランプ(HPMV)	－(条約上添加禁止)	なし

- (2) 水銀等の使用に係る規制を行う製造工程として、アセトアルデヒドの製造工程等を定める。
- (3) 貯蔵に係る規制を行う水銀等として、水銀及び塩化第一水銀等の 6 種類の水銀化合物を定める。
- (4) その他所要の事項を定める。

2. 省令（平成 27 年 12 月 7 日公布）

- (1) 水銀を含有する再生資源（水銀含有再生資源）について、条約においてバーゼル条約の定義を適用するものとされていることから、その該当要件は、バーゼル条約の対象物への該当要件と同様とする。（水銀による環境の汚染の防止に関する法律第二条第二項の要件を定める省令）
- (2) 既存の用途に利用する水銀使用製品（水銀等を含有する電池、ランプ、計測器等）を定め、こ

れに該当しない新用途水銀使用製品を製造・販売する場合の事業者による評価の方法及び評価結果等の届出の手續等を定める。(新用途水銀使用製品の製造等に関する命令)

- (3) 水銀等の貯蔵に関する定期報告及び水銀含有再生資源の管理に関する定期報告は事業所ごとに毎年度行うこととし、その報告事項を定める。(水銀等の貯蔵に関する省令、水銀含有再生資源の管理に関する命令)

＜定期報告の対象者・報告事項＞

	水銀等の貯蔵の定期報告	水銀含有再生資源の管理の定期報告
対象者	水銀又は水銀化合物を 30 kg以上貯蔵する者	水銀含有再生資源の管理を行う（所有権を有している）者
報告事項	環境汚染の防止のために実施した措置の内容、貯蔵目的、年度当初・末の貯蔵量等	環境汚染の防止のために実施した措置の内容、管理目的、年度当初・末の管理量 等

- (4) 定期報告に関する環境大臣の権限（報告の写しを事業所管大臣から受け取る権限及び事業所管大臣に対して意見を述べる権限）を地方環境事務所に委任する。(水銀による環境の汚染の防止に関する法律第二十九条第二項の規定に基づく権限の委任に関する省令)
- (5) その他所要の措置を定める。

3. 告示（平成 27 年 12 月 7 日公布）

水銀等の貯蔵及び水銀含有再生資源の管理の指針を定める。(水銀等の貯蔵に係る環境の汚染を防止するためにとるべき措置に関する技術上の指針、水銀含有再生資源の管理に係る環境の汚染を防止するためにとるべき措置に関する技術上の指針)

＜指針の対象者・概要＞

	水銀等の貯蔵の指針	水銀含有再生資源の管理の指針
対象者	水銀又は 6 種類の化合物を貯蔵する者	水銀含有再生資源の管理を行う（所有権を有している）者
概要	飛散・流出のおそれのない容器又は包装での貯蔵、容器又包装への表示 等	・管理全般の指針（飛散・流出の防止等） ・保管に関する指針（飛散・流出のおそれのない容器での保管等）

4. 施行日

法の施行の日（「水銀に関する水俣条約」が日本国について効力を生ずる日）

※1. (1) は、平成 30 年 1 月 1 日から施行する。

※条約発効日：50 ヶ国の締結の日後 90 日目（条約第 31 条）

条文については、環境省ウェブページより御確認いただけます。<http://www.env.go.jp/chemi/tmms/law.html>